

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	□ 総務文教
	□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		■ 社会環境
	■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		□ 経済
	□ その他 ()		□ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名称	
件名	16 水道施設の強靱化推進について		
提案市	飯田市		
提案要旨	<p>水道事業の基盤強化に向け、地方公共団体が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援する「生活基盤施設耐震化等交付金」に関し、基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業費の算定基準の見直しを図る（基準単価を引き上げる）とともに、対象施設の採択基準を緩和すること。</p> <p>また、自治体間において見られる料金、技術レベル、災害時の対応、水質等の格差を是正するため、広域的な支援により末端給水まで管理水準が確保されることを要望する。</p>		
提案理由	<p>水道施設は全国的に、水需要が急増した昭和30年代から40年代にかけて建設され、本格的な更新の時期を迎え施設の老朽化対策がすべての事業体に課されている。</p> <p>また、近年頻発している自然災害への対応として水道施設の整備や水質管理体制の強化も急務であり、事業体の存続を尊重しつつ、事業体の運営の下支えとなる支援が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>現在、耐震化、老朽化対策を対象に「生活基盤施設耐震化等交付金」が措置されているが、従来どおり資本単価等の採択基準及び交付対象事業が付されていることから十分に事業が進まないことも懸念される。採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付金の算定基礎となる基準単価及び交付率の大幅な引き上げが必要な状況である。</p> <p>※基幹水道構造物の耐震化事業に係る採択条件 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。なお、平成 29 年度以降に採択された事業については、効率的な交付金事業執行の観点から、本事業の実施前に近隣事業体等との広域化についても検討すること。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p>		

	<p>ア 資本単価が水道事業にあつては90 円/m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/m³以上であること。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円/m³以上、水道用水供給事業にあつては 50 円/m³以上であること。</p> <p>イ 地方公営企業法施行規則第14 条に定める法定耐用年数以内の施設であること。</p> <p>ウ 平成9 年度以前に建築された施設であること。</p> <p>エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動(レベル 2 地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>オ 地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの</p> <p>※基幹水道構造物の耐震化事業に係る交付率 1/4 (ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1/3)</p> <p>※基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準単価 有効容量1,500m³以下40,000円/m²、1,500m³超20,000円/m²</p>
<p>関係 法令</p>	